

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）（基幹統計調査）

統計法施行令（平成20年政令第334号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第124条による専修学校
- (3) 同法第134条第1項による各種学校
- (4) 同法第18条による不就学学齢児童及び不就学学齢生徒

4 調査期日

平成24年5月1日現在

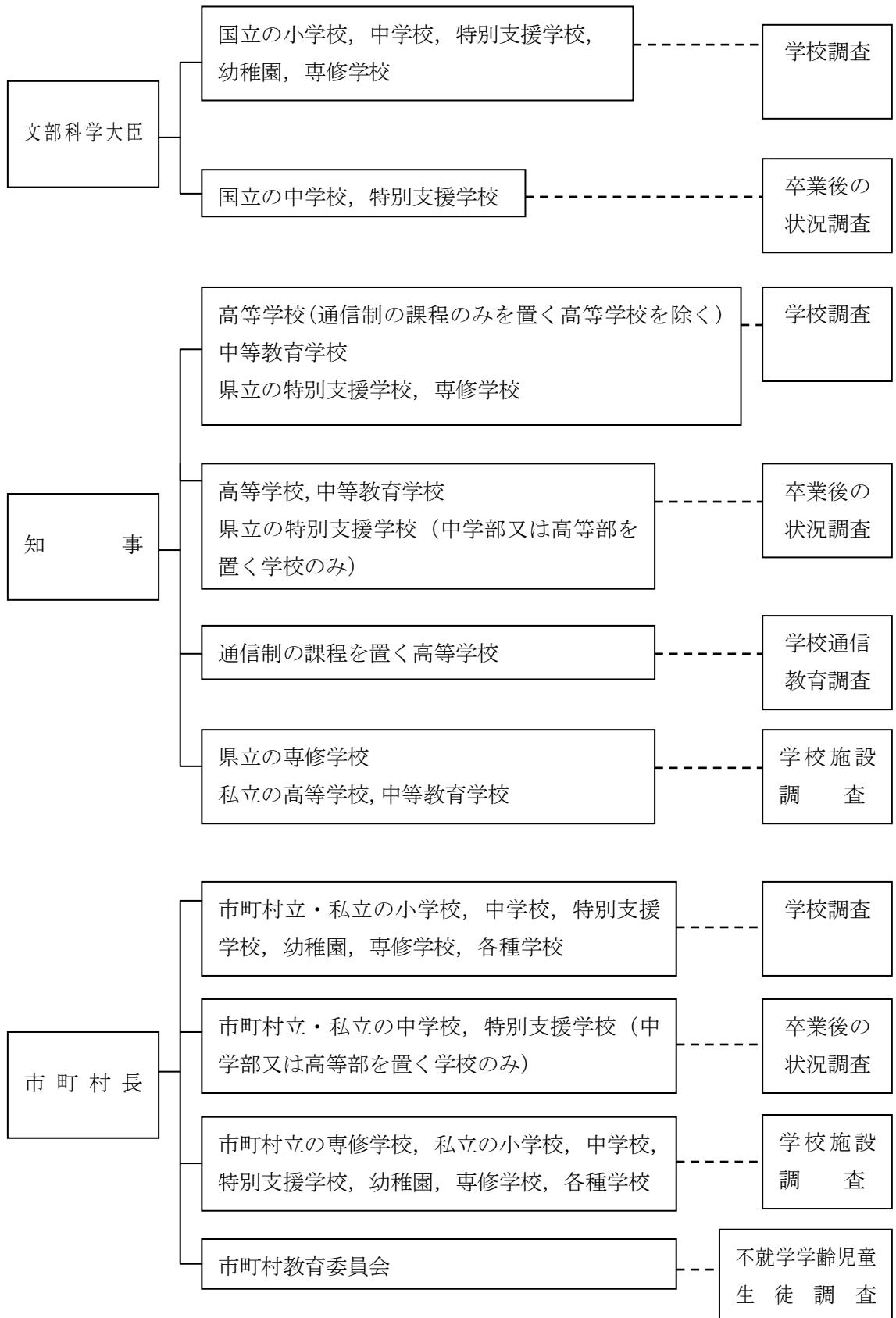
ただし、卒業後の状況調査については、平成24年3月卒業者について、平成24年5月1日現在

5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称、種類及び所在地、園児・児童生徒数、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称、種類及び所在地、卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地、生徒の在籍状況、学科・課程に関する事項、教職員数、生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況、1年以上居所不明者数、平成23年度間の死亡者数	市町村 教育委員会
学校施設調査	学校の名称、種類及び所在地、学校建物面積及び学校土地面積	設置者

6 調査系統



7 本年度調査の変更点

学校調査票（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校）

「帰国児童生徒数」のうち、「終戦前から外地居住者の子どもの数」についての欄を廃止する。

8 利用上の注意

(1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているので、合計の数字と内訳が一致しないこともある。

(2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

9 東日本大震災に伴う調査上の取扱いにおける留意点

(1) 学校に関する事項

- ①被災のため、近隣の市町村に移転している学校の所在地は、一時的な移転であれば、本来の「所在地」及び「へき地等学校指定」を記入するものとする。
- ②調査基準日（5月1日）に再開していない学校（再開の目処がたっていないまま休校状態も含む）であっても、設置認可上存在している場合には、調査票を作成するものとする。
- ③1つの学校が数カ所に分かれて移転し、再開している学校については、設置認可上、1つの学校であれば、1つの調査票で作成するものとする。

(2) 児童・生徒に関する事項

- ①調査基準日時点で、学籍を移すことなく避難し、避難先の学校に事実上就学をしている者は、当該避難先の学校で計上する。
- ②行方不明の者（死亡が確認されていない者）の児童・生徒は、学籍を有する学校で計上する。
- ③高等学校の入学者選抜で、通常とは異なる弾力的な対応を行った場合でも、入学志願者として取り扱うこととする。

(3) 卒業後の状況調査に関する事項

- ①調査基準日時点で、行方不明の者であっても、卒業（課程の修了）が認定されていれば卒業者とする。
- ②資料の流出や連絡がとれず把握困難な場合など、状況別が不明である場合は「不詳・死亡の者」欄に計上する。
- ③前年度の時点で就職の内定があったが、震災後、自宅待機（この間給与の支給もない）を命じられた生徒については、調査基準日時点で内定取消しや雇用契約解除、本人の

内定辞退等がなければ、就職者として取り扱うこととする。

④5月1日以前に遡って雇用契約がない状態が明確になっている場合はその状況で記入することとする。

(4) 前年度間の調査項目（長期欠席児童生徒、帰国児童生徒数）に関する事項

- ①被災により、転入学した者の前年度間の調査事項については、在学者と同様に転入学等した学校において記入する。
- ②被災地内の元の学校の在学中の記録（指導要録）が震災により紛失した場合には、元の在籍校と連絡を取りながら可能な範囲で記入し、これが困難な場合は無記入とする。